

町田市特別会計条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)11月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市特別会計条例の一部を改正する条例

町田市特別会計条例（昭和39年3月町田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>その他の法律の規定に基づき設置する特別会計は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 町田市国民健康保険事業会計</p> <p>(2) 町田市病院事業会計</p> <p>(3) 町田市下水道事業会計</p> <p>(4) 町田市介護保険事業会計</p> <p>(5) 町田市後期高齢者医療事業会計</p> <p><u>(6) 町田市鶴川駅南土地地区画整理事業会計</u></p>	<p><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条</u> 地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</u></p> <p>(1) 町田市国民健康保険事業会計 <u>国民健康保険事業</u></p> <p>(2) 町田市病院事業会計 <u>公共医療施設事業</u></p> <p>(3) 町田市下水道事業会計 <u>公共下水道事業</u></p> <p>(4) 町田市介護保険事業会計 <u>介護保険事業</u></p> <p>(5) 町田市後期高齢者医療事業会計 <u>後期高齢者医療事業</u></p> <p><u>(弾力条項の適用)</u></p> <p><u>第2条</u> <u>前条第2号に掲げる特別会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により、弾力条項を適用することができる。</u></p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。